

人事労務通信

社会保険労務士法人 金丸労務管理事務所
 所長 金丸 憲史
 〒880-0014 宮崎市鶴島2丁目13番24号
 TEL (0985)22-6300 FAX (0985)22-6527
<http://www.kanemaru-roumu.jp>

CONTENTS

page

- 1 長時間労働への指導強化
立入調査の対象、残業「月80時間超」へ拡大

- 2 **特集1** こんなケースも不利益変更？
焦りは禁物！不利益変更は正しい手順で

- 4 **特集2** 対象者は？ 報酬になるもの／ならないものは？
算定基礎届の提出時期になります

6 TOPICS

- 「マタハラ実態調査」防止に取り組む企業は5割
- 難病の治療費軽減？ 患者申出療養制度スタート

- 7 助成金を活用しましょう
平成28年度「雇用保険制度」の
助成金・給付金の改正一覧

- 8 正しく知ろう。労働時間
遅刻した日に残業。残業代はどうなる？

- 8 労務ひとこと
ホテル代高騰、出張時の宿泊料に
補償措置を設ける企業が7割台

長時間労働への指導強化 立入調査の対象、残業「月80時間超」へ拡大

厚生労働省は4月1日、労働基準監督署が立入調査などをおこなう重点監督の対象を拡大することを発表しました。

これまで「月100時間超の残業が疑われる事業場」が対象となっていたものを、今後は「月80時間超の残業が疑われる事業場」まで広がります。これにより、対象はこれまでの2倍である年間約2万事業場となる見込みです。

月80時間超かどうかは、36協定(時間外・休日労働に関する協定)の内容や、労働者からの労働相談などにより労働基準監督署が把握している情報をもとに、事業主にアンケート式の自主点検表を送付して確認していくとして

います。

「かとか」を全国展開

また、長時間労働に対する監督指導体制も強化されています。

昨年4月には、東京と大阪の労働局に過重労働撲滅特別対策班(通称「かとか」)が設置されました。この「かとか」により大手ディスカウントストアや靴販売チェーンが長時間労働で書類送検されたのは記憶に新しいところです。

この「かとか」の機能を全都道府県に拡大するものとして、今年4月より全国すべての労働局に、長時間労働に関する監督指導等を専門に担当する「過重労働特別監督監理官」が各1名配置されています。また、本省に広域

捜査の司令塔として「過重労働撲滅特別対策班」(通称「本省かとか」)が設置されました。

36協定に上限、法改正目指す

36協定について、行政は月45時間までとするよう定めていますが、罰則はありません。また、特別条項を設ければ、その時間を超えて残業させることも可能となり、実質無制限となっていることも問題視されています。

安倍首相は36協定のあり方を見直し、労働時間の上限を設けるなどの法改正を目指すとしています。ただ、法改正には時間がかかるため、早急にできる取組として今回の指導強化を決定しました。